大崎市産業経済部観光交流課公式 SNS アカウント運用ポリシー

1 はじめに

観光交流課では、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した情報発信を行うに当たり、「大崎市 SNSアカウント運用ポリシー」に基づいて必要な事項を定めます。

2 情報発信の目的

観光交流課の取り組みやイベント情報などの情報提供に活用するため、観光交流課公式SNSを開設し、情報発信を行います。

3 運用管理責任者等

(1)運用管理者(以下「管理者」という。) 観光交流課長

(2)運用担当者

観光交流課員

4 発信の頻度、タイミングなどについて

管理者の指示のもと情報を発信します。

投稿時間は平日の8時30分から17時15分までとします。

ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではありません。

5 利用者からの投稿等への対応について

観光交流課公式SNSの投稿に対するコメントについては、閲覧、返信は原則行いませんので直接問い合せください。

6 セキュリティの確保

- (1)アカウントのパスワード等は観光交流課内で厳重に管理します。
- (2)観光交流課公式SNSのなりすましを発見した場合は、大崎市公式ウェブサイト等においてその旨を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行うものとします。

7 遵守事項

法令および「大崎市SNSアカウント運用ポリシー」を遵守します。

8 知的財産権

- (1)観光交流課公式SNSに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は大崎市 または正当な権利を有する者に帰属します。
- (2)内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9 免責事項

- (1)掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が掲載情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- (2)観光交流課SNS利用ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルによって利用者または第 三者に生じたいかなる損害についても責任を負いません
- (3)上記の他当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

10 注意事項

当アカウントでは、ユーザーが以下の投稿を行った場合に予告なく投稿を削除することがあります。

- (1)法律,法令等に違反している,または違反するおそれがあるもの
- (2)犯罪行為を助長するもの
- (3)特定の個人,企業,団体を誹謗中傷するもの
- (4)記載された内容が虚偽や事実と異なるもの
- (5)大崎市,または第三者の著作権,商標権,肖像権などの知的財産権を侵害するもの
- (6)営利を目的としたもの
- (7)公序良俗に反するもの
- (8)本人の承諾なく個人情報を掲載する等、個人のプライバシーを害するもの
- (9)政治、宗教の活動を目的とするもの
- 10人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (11)上記のほか、管理者が不適切と判断したもの

11 運用ポリシーの変更について

当該運用ポリシーは、事前に予告なく変更する場合があります。